議案第１１号

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

条例　別記のとおり

令和２年２月１８日提出

入間市長　　田　中　龍　夫

提　案　理　由

土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

# 入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程（昭和４５年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１６条中「又は第３号」を削る。

第２４条第９項第１号中「年６パーセントを」を「法第１０３条第４項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率を」に、「、年６パーセント」を「、当該法定利率」に改め、同項第２号中「年６パーセント」を「法第１０３条第４項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率」に改める。

附　則

１　この条例は、民法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４４号）の施行の日（令和２年４月１日）から施行する。ただし、第１６条の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日の前々日までに、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１０３条第４項の規定による公告があった場合における入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程第２４条第１項の規定による分割徴収又は分割交付に係る清算金に付すべき利率については、改正後の入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程第２４条第９項の規定にかかわらず、なお従前の例による。